

平成19年7月2日

各位

財団法人日本野鳥の会  
三菱UFJ信託銀行株式会社

日本野鳥の会と三菱UFJ信託銀行との遺贈等に関する提携について

財団法人日本野鳥の会（会長 柳生博 以下「日本野鳥の会」という）と三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 上原治也 以下「三菱UFJ信託銀行」という）は、遺贈等に関する提携について合意いたしました。（なお、本提携は、「日本野鳥の会と三菱UFJ信託銀行との自然環境保護を目的とした提携」（平成19年5月10日）における各種施策の一環として行うものです。）

これに伴い、本日より、日本野鳥の会は、同会への寄付または遺贈のお申出があった方のうち、遺言、相続等に関するご相談をご希望される方を、三菱UFJ信託銀行に紹介いたします。また、三菱UFJ信託銀行は、日本野鳥の会に寄付・遺贈を希望される資産が不動産・有価証券であった場合には、日本野鳥の会に対して、売却の可否・方法等についてのコンサルティングを行います。

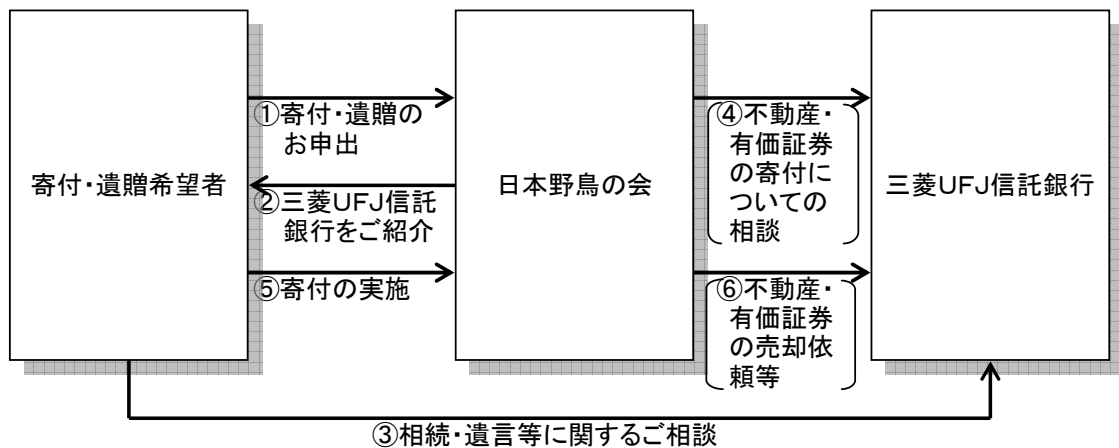
日本野鳥の会は、本提携を通じ、これまで寄付を受けることが困難であった不動産や有価証券などの資産についても寄付を受けることが可能となり、野鳥の保護をはじめとする自然環境保護活動の一層の推進が図れます。

三菱UFJ信託銀行は、日本野鳥の会の会員約5万人および日本野鳥の会への寄付等をお考えの皆さまの遺贈等のニーズに対して、三菱UFJ信託銀行がこれまで相続関連業務で培ってきた専門的なコンサルティングサービスを提供することが可能となります。

今後とも、日本野鳥の会と三菱UFJ信託銀行は、自然環境保護を目的とした各種提携施策を推進してまいります。

以上

【遺贈提携の仕組み】



<照会先>

財団法人日本野鳥の会	会員室	(03-5358-3510)
三菱UFJ信託銀行株式会社	経営企画部広報室	(03-6214-6044)